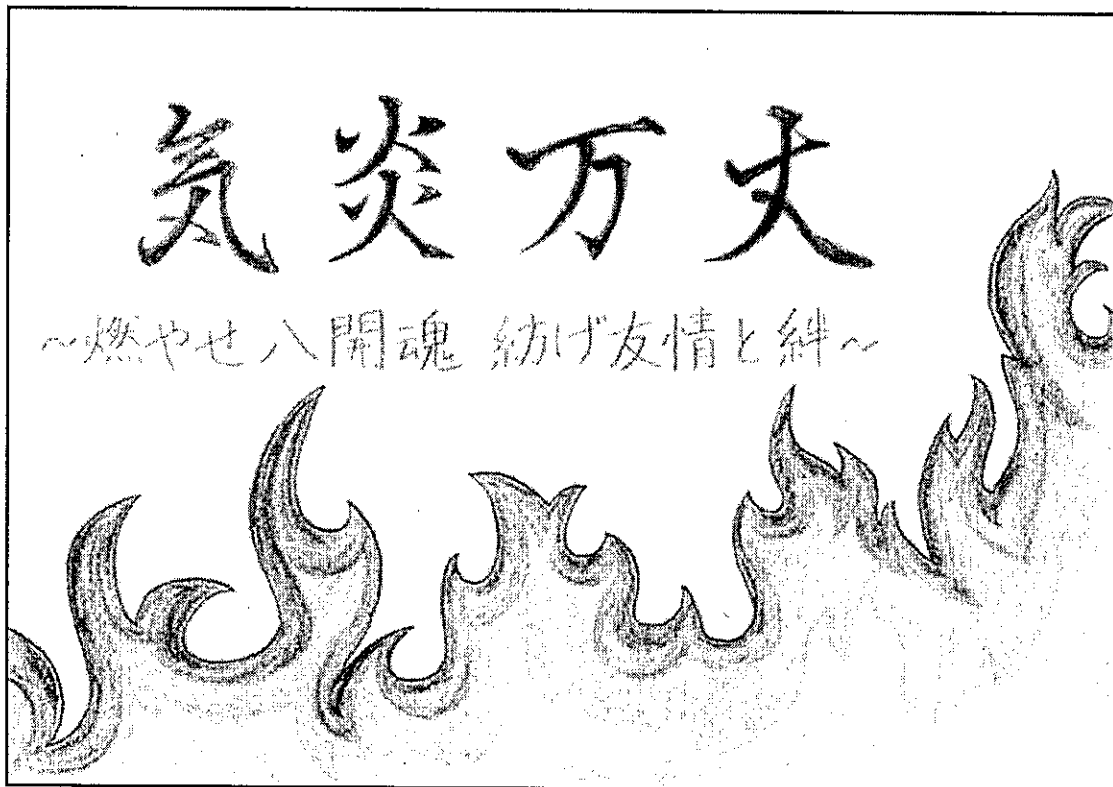


令和3年度

学校ガイドブック



愛西市立八開中学校

目 次

I	八開中学校について	
1	学校教育目標・教育課程	1
2	主な学校行事	2
3	週計画および日課表	3
4	校地・校舎の平面図	4
5	校訓・校章	5
6	校歌	6
II	学校生活について	
1	生活のきまり	
	(1) 服装等について	7
	(2) 持ち物について	8
	(3) 登下校について	10
	(4) 欠席・早退・遅刻等について	12
2	教育活動	
	(1) 学習について	13
	(2) 生徒会活動について	13
	(3) 部活動について	14
3	入学に向けて	
	(1) 各自で購入するもの	15
	(2) 入学後に学校で一括して配布するもの	15
	(3) 学校集金について	16
III	教育委員会より	
1	風水害等における登下校について	17
2	地震災害における登下校について	18
3	「愛西市学校連絡メール」について	19
4	個人情報について	20
5	特別な状況での欠席について	22
6	学校でのけがについて	23
7	転校について	24
8	「すまいる」(愛西市適応指導教室)のご案内	25
9	スクールカウンセラーについて	26
10	通級指導教室「こころの広場」について	26
11	学校以外の相談窓口について	27
12	就学援助について	28
13	乗車券の割引制度について	29
IV	その他	
	中学校生活についてのQ&A	
	(1) 学校生活	30
	(2) 家庭生活	31
	(3) 家庭と学校	31

所在地 愛知県愛西市江西町川原11番地
 TEL (0567) 37-0684
 学校 URL <http://www.aisai.ed.jp/hachikai-j>

Ⅰ 八開中学校について

1 学 校 教 育 目 標

社会の変化に対応して、よりよい生き方ができるように主体的に実践しようとする生徒の育成をめざす。校訓の「報恩（感謝）・誠実・探究」を学校生活の指針とさせるとともに、

3つのモットー

- ① 先手必勝の挨拶（しっかり立ち止まって、自分から挨拶ができる生徒）
 - ② 心を磨く清掃（黙働で自分と向き合う清掃活動を通して心磨きができる生徒）
 - ③ 一点突破で自分を活かす（自分だけの持ち味・長所を伸ばしていこうとする生徒）
- をキャッチフレーズにして教育諸活動を実践し、「確かな学力・豊かな心・健康な体」の育成を図る。

教 育 課 程

授業科目と週あたりの時間数（令和4年度）

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	特活	総合	合計
1年	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1	1.4	29
2年	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	2	29
3年	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	2	29

※ 教科担任制です。

教科ごとに先生がかわり、成績もそれぞれ各教科の先生が評価します。

※ 家庭学習（予習・復習）が大切です。

学習内容が増え、内容も高度なものになりますが、毎日の予習・復習をして、授業に臨めば必ず理解できます。今まで以上に家庭での学習が大切になるとともに、じっくり取り組むためには時間もかかります。

2 主 な 学 校 行 事（令和3年度）

月	儀式的 行事	文化的行事	遠足・集団 宿泊の行事	保健安全・ 体育的行事	勤労生産・ 奉仕的行事	その他
4	入学式 始業式	知能検査 学力検査	1年オリエン テーション (4/20)	避難訓練 身体測定 尿検査・心電図 眼科内科・結核 検診		字別生徒会 授業参観・PTA総会 部活動懇談会・学年PTA 地域訪問
5				新体力テスト 内科検診 海部地区陸上大会		前期生徒総会
6		前期第1回テスト	3年修学旅行 (6/24～6/26)	歯科健診 救急法講習会 （1,3年）		授業参観・部活動公開
7				海部地区体育大会 西尾張大会 県大会		
8				東海大会 全国大会	（地区納涼ま つりボランティア）	全校出校日
9		前期第2回テスト		避難訓練 身体測定 体育祭		
10	終業式 始業式		2年野外活動 (10/14～15)		（地区体育大 会・虹の里ま つりボランティア） 地域奉仕活動	三者懇談 後期生徒総会 福祉実践教室
11		後期第1回テスト 芸術鑑賞会 学年合唱・作品展		海部地区駅伝大会		進路説明会 家族学級
12		人権週間		救急法講習会 (2年)	2年職場体験 (12/7・9)	3年進路懇談 中学校入学説明会
1		3年後期 第2回テスト		身体測定 避難訓練		3年進路懇談 私立高校推薦入試
2		1・2年後期 第2回テスト 3年卒業テスト 3年生を送る会				私立高校一般入試
3	卒業式 修了式					公立高校推薦一般入試 授業参観・学年PTA

令和4年度 入学式・始業式 4/7（木）9：00開式

オリエンテーション 4月中旬頃

〔令和4年度の行事計画は、PTA総会で配布予定です。〕

3 週 計 画 お よ び 日 課 表

令和4年度

	月	火	水	木	金
8:15～ 8:25	朝 礼	朝 学 習		朝 読 書	
8:25～ 8:35	S T				
8:40～ 9:30	第 1 時 限				
9:40～10:30	第 2 時 限				
10:45～11:35	第 3 時 限				
11:45～12:35	第 4 時 限				
12:35～13:20	給 食 (歯みがきタイム)				
13:20～13:35	清 掃				
13:50～14:40	第 5 時 限				
14:50～15:40	S T	第 6 時 限			
15:40～15:45	14:40～14:45	S T			
15:45～		部 活 動			

※ 1時限：50分授業です。

部活動終了時刻と最終下校時刻（令和4年度）

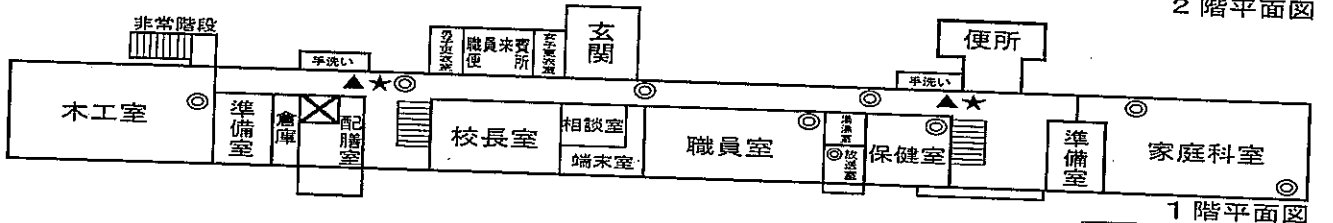
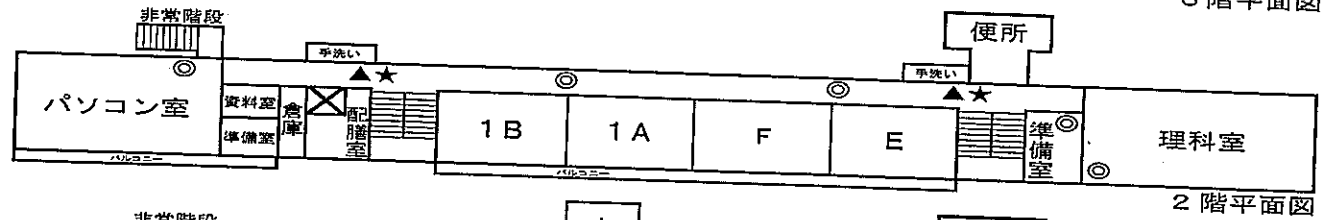
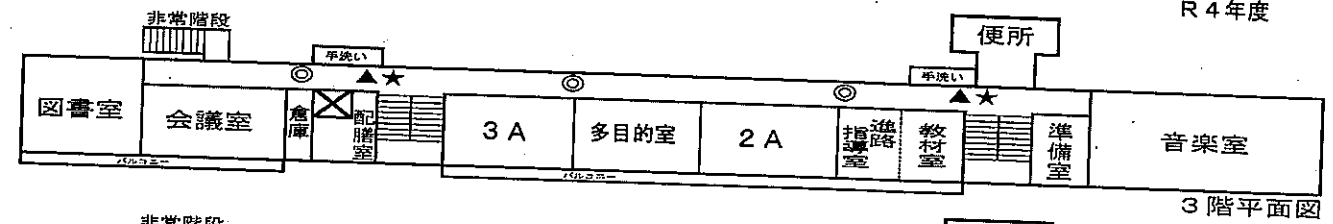
月	部活動終了時刻	下校完了時刻
4	17:00	17:15
5	17:00	17:15
6	17:00 17:30	17:15 17:45
7	17:30	17:45
9	17:15 17:00	17:30 17:15
10	16:45 16:30	17:00 16:45
11	16:15 16:00	16:30 16:15
12	16:00	16:15
1	16:00 16:30	16:15 16:45
2	16:45	17:00
3	16:45	17:00
月曜日	部活動なし	5時間授業 15:00 ただし、専門委員会があるときは、15:25

※ 朝練習はありません。（特設部の駅伝部は除く）

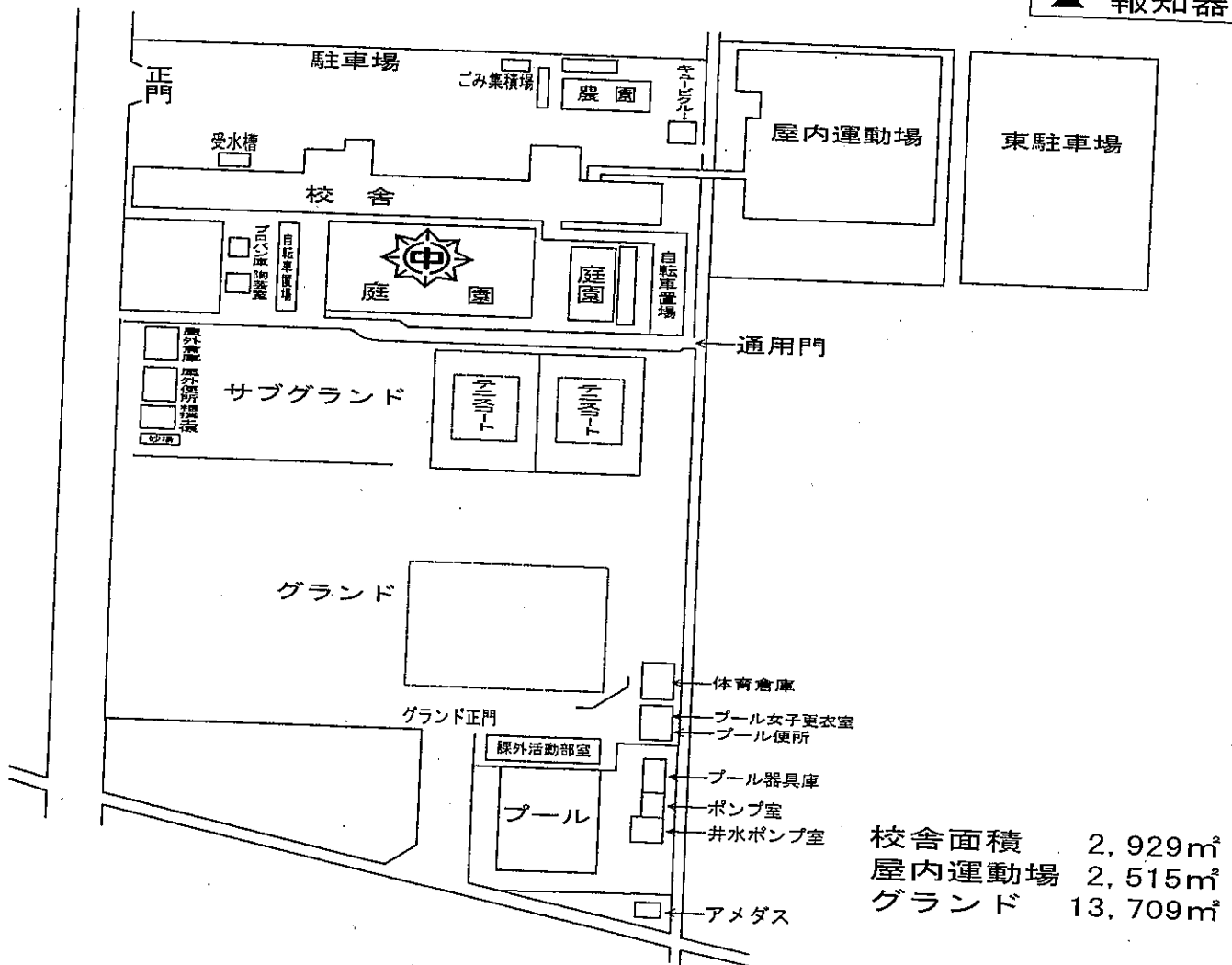
※ 2段になっている月は、月の前半と後半で下校時刻が異なります。

4 校 地 ・ 校 舎 の 平 面 図

R 4 年 度



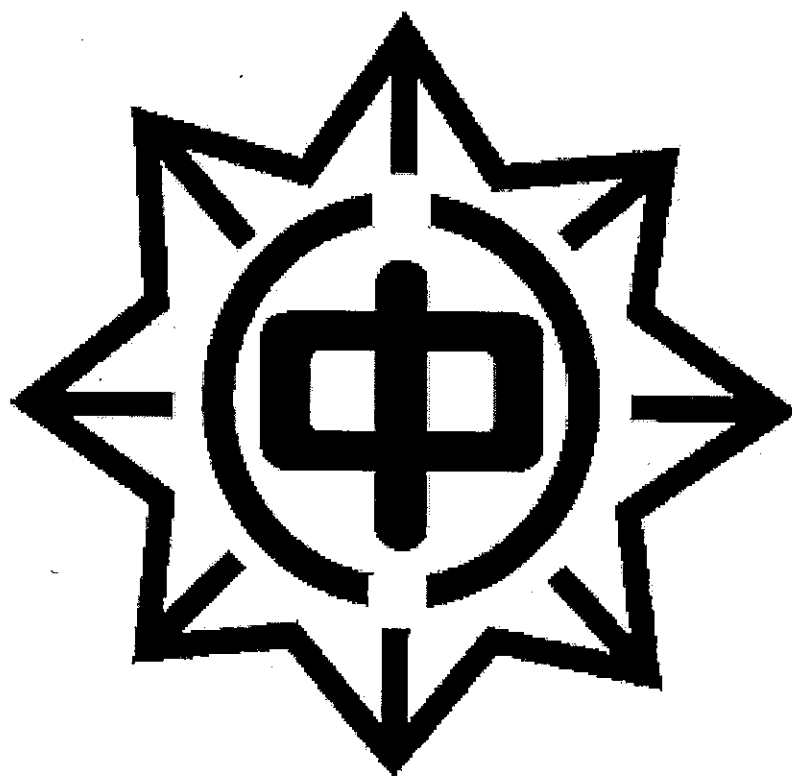
- ◎ 消火器
- ★ 消火栓
- ▲ 報知器



校訓

報 誠 探
恩 實 究

校章



八開中学校校歌

明快に ♩=およそ90

近藤 一一 作詞
水野久一郎 作曲



そ ら と お ー く や ま な み あ お い お



お い な ー る し ぜ ん の な か に



の び る わ れ ら の わ か き ち か ら の び る わ れ ら の わ か き ち か



ら た く ま し く た く ま し く あ ー は ち か い 中 学 校

三、 夢はるか 希望は燃える たゆみなき 三年の月日 進む我らの 若き歩み 美しく 美しく ああ 八開中学校	二、 雲白く 尾張野広い 誓い合う 友情固く 学ぶ文化の 若き泉 あたらしく あたらしく ああ 八開中学校	一、 空遠く 山脈青い 大いなる 自然の中に 伸びる我らの 若き力 伸びる我らの 若き力 たくましく たくましく ああ 八開中学校
---	--	--

II 学校生活について

1 生活のきまり

(1) 服装等について

※ 中学生らしく、「清潔でさわやかな身なり」を心がけよう

① 制服等について（P9制服参考図、参照）

男子

	< 冬 服 >	< 夏 服 >
上 着	標準学生服でカラーをつける (トリムカラーの学生服も可) 上着の下はカッターシャツを着用し、すそをズボンの中に入れる。	半袖開襟シャツ(白色無地)を着用し、すそをズボンの中に入れる
ズボン	黒の標準学生服(ズボンのすそは、シングルまたはダブルのどちらも可)	
ベルト	黒色の普通のもの	
靴 下	白色無地のもの(くるぶしを十分に保護する長さであること)	

女子

	< 冬 服 >	< 夏 服 >
上 着	紺色セーラー服 ・ 7mm幅の赤ラインが一本ついた白襟カバーをつける ・ 紺の三角スカーフをつける	白色セーラー服 ・ 7mm幅の赤ラインが一本ついた白襟 ・ 紺の三角スカーフをつける
スカート	紺色のひだスカート	
靴 下	白色無地のもの(くるぶしを十分に保護する長さであること 厳寒時には、ベージュまたは黒で無地のタイツの着用可)	

男女共通

鞆類	通学用の学生カバン 補助用カバンは華美でないもの(背負えるものが望ましい)
靴	白色で運動に適したもの
上履き	学校規定のもの
マフラー	華美な色でないもの
手袋	華美な色でない、五本指のものを使用する。
名札	台布につけ、胸ポケットの上にホックでとめる(四隅)
防寒着	部活動で使用しているウィンドブレーカー可
コート	Pコート、色は黒・紺・グレー・ベージュ

② 体育時の服装について

＜ 冬 季 ＞	＜ 夏 季 ＞
- 学校指定のジャージ(上下)を着用する - 体操服は、白色で無地の丸首のものとする（体操服名札をつける）	- 学校指定のハーフパンツとする - 体操服は、白色で無地の丸首のものとする（体操服名札をつける）

※ 部活動時は、体育時の服装またはユニフォーム等を着用。

③ 上半身の下着について

ア 冬季（冬服着用時）

○ 男女共通

白、黒、紺色等の落ち着いた色のアンダーシャツ

ただし、制服・カットシャツからはみ出さないように着用する。

また、半袖体操服を着用するときは、袖からはみ出さないアンダーシャツを着用する。

イ 夏季（夏服着用時）

○ 男子

白色のアンダーシャツ

○ 女子

白色、ベージュのアンダーシャツ

ウ 冬季・夏季共通

- 上記の内容は、上半身の下着についてのお願いです。パンツ等については想定していません。
- 華美でないワンポイント等については認めています。

④ 頭髪について

ア 男子： 中学生らしい髪型。清潔感があり、余分な手を加えない。

前髪は目にかからないようにする。

イ 女子： 中学生らしい髪型。清潔感があり、余分な手を加えない。髪を肩より下に伸ばす場合は束ねる。パーマやカールなどの特殊な髪型、派手な髪飾り、リボン、ゴムなどは避ける。前髪は目にかからないようにする。

ウ その他 特殊な髪形（ツープロック・アシンメトリーなど）は認めない。

染髪（着色・脱色）は禁止。

（２） 持ち物について -Q&A-

Q 学校に不必要な持ち物とは？

A 学習活動・部活動に使用しないものは、すべて不必要な持ち物です。例えば、携帯電話（スマートフォン）、ゲームや菓子類、余分な衣料、アクセサリ、雑誌、現金（特別な場合を除く）などがそれです。ご家庭でも十分ご配慮ください。

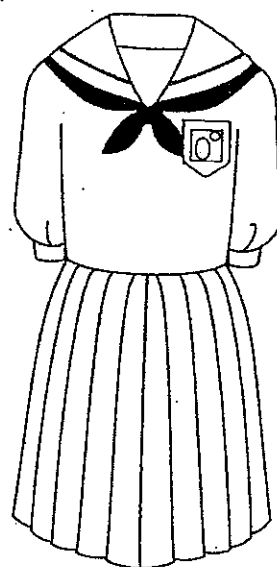
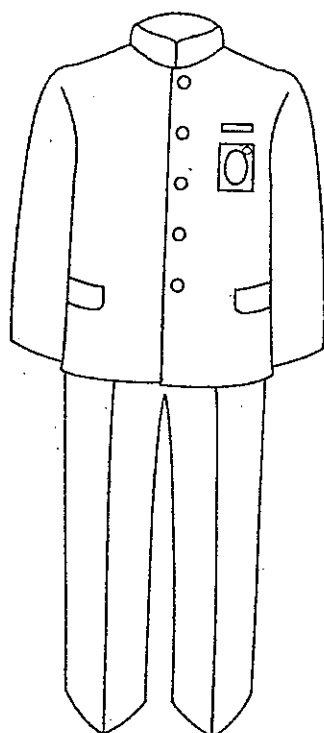
制服参考図

【 男子 】

【 女子 】

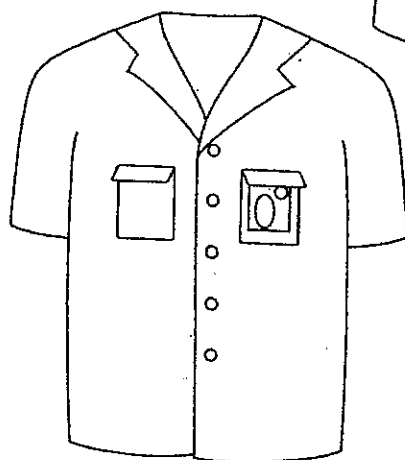
冬

服



夏

服



胸丈の短いものはさける

(3) 登下校について

本校では、生徒全員に対して自転車通学を許可しています。ただし、安全な登下校のために交通マナーを守らせ、次の事項を遵守させることが重要であると考えています。

- (1) 指定された通学路を通ること（次ページ参照）。
- (2) ヘルメット（市から支給）を着用すること。
- (3) 雨天時には雨合羽（色はベージュ）を着用すること。傘は使用しない。
- (4) 前かごには、できるだけ荷物を入れないこと。
（特に、バッグなど重たいもの）
※ 補助バックを使う場合は、学生カバンとともに荷台に確実に固定する。または、背負えるものを使う。
- (5) 自転車の点検、整備を心がけること。点検、整備とは次のような事項です。
 - ア 自転車通学許可証・防犯登録票を貼っている
 - イ ブレーキが正常に作動することを確認している
 - ウ ライトが正常につき、反射板を取り付けている
 - エ サドルの高さを、両足が地面につく高さに調節している
 - オ カバン等がしっかり固定できる荷台を取り付けている
（車体への氏名の明記は、どちらでもよい）
- (6) 自転車の機能、形状については次の事項を守ること。
 - ア 普通の自転車で、変速装置は6段まで
 - イ ハンドルについては、ハイアップやドロップタイプでないもの
 - ウ 後部にカバンなどが十分固定できる荷台がついている
 - エ 両足スタンド
 - オ 前照灯および後部に反射鏡あるいは反射テープがついている
 - カ 鍵がついている

自転車による交通災害を減らし、生徒の安全を守るために、ご家庭でも自転車の乗り方などの交通マナーを守らせることにご協力ください。

また、自転車の保険については、加入することが義務化されていますので、確認していただきますようお願いいたします。（4月に学校からも保険を紹介します。）

通学路



(4) 欠席・早退・遅刻等について -Q&A-

Q1 欠席・忌引き・遅刻の連絡は？

A 午前7時45分から8時10分までに、保護者が直接電話（37-0684）で連絡してください。その際、その理由もお伝えください。なお、平日夕方以降と土日祝日はつながりません。土日祝日の欠席連絡は同じ部活の生徒を通じてお願いします。

Q2 体育の授業を見学させるには？

A 健康上の理由による見学は、その授業の前までに生徒手帳の連絡欄（保護者が理由を明記）を提示し、直接生徒が体育の教師に申し出ることであります。また、登校後、発熱等による体調不良の場合は、養護教諭と相談の上、見学させることがあります。なお、支障がない限り、原則として体操服で見学します。

Q3 家の都合で急に早退させるには？

A 電話で理由を伝えてください。ただし、念のため学校からお宅へ電話をかけて確認させていただくことがあります。お子さんが帰宅しましたら、直ちに学校にご連絡ください。

Q4 学校感染症にかかった、または、疑いがあると診断を受けたら？（P22 参照）

A 感染症にかかっている、かかっている疑いがあると診断された場合は、速やかに学校に連絡ください。その際、「病名」、「医療機関名」をお知らせください。また、「学校において予防すべき感染症」および「出席停止期間」は、学校保健安全法で定められていますが、医師から「登校許可」がでたら登校することができます。医師からの指示を、学校から渡す「出席停止解除届」に家庭で記入し、登校時に持ってきてください。なお、学校感染症としては、次のようなものがあります。

インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
風疹（三日はしか） 水痘（みずぼうそう）

その他の感染症【マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、伝染性膿痂疹（とびひ）など】 ※ 不明な点は、学校へお問い合わせください。

Q5 身内に不幸があった場合は？（P22 参照）

A 身内の不幸による生徒の欠席は、忌引き扱いになりますので、できるだけ早くご連絡ください。その際、生徒との続柄をお知らせください。なお、葬儀のため遠方へ行かれる場合等、忌引きの日数につきましては学校までお尋ねください。

Q6 転出（転校）する場合は？（P24 参照）

A 転出が決まりましたら、学校まで次のことをお知らせください。

転出予定日 転出先の新住所 転出先の学校名と所在地（分かり次第）

転出に必要な書類（在学証明書・教科用図書給与証明書）をお渡しします。

2 教 育 活 動

(1) 学習について

中学校は、教科担任制です。教科ごとに先生がかわり、成績もそれぞれ各教科の先生が評価します。

① 授業を大切に、授業で勝負

中学校の勉強は授業を大切にすることから始まります。持ち物や課題を忘れず、十分な準備をして臨みましょう。

② 主体的な学習態度で

「自分の考えをもって発言する、先生や友達の考えをよく聴く」という気持ちで授業に臨みましょう。

③ 毎日、確実な家庭学習を

学習内容が増え、内容も高度なものになりますので、毎日の予習・復習など、今まで以上に家庭での学習が大切になります。じっくり取り組むためには時間もかかります。

効率の上がる家庭学習の方法を工夫し、毎日確実に行う習慣をつけましょう。

(2) 生徒会活動について

① 目 的

生徒の主体的な活動により、学校生活を豊かにし、より充実したものにすることを目的としています。

② 組 織

生徒議会・執行委員会・専門委員会・連絡協議会によって組織されています。

ア 生徒議会とは、生徒会活動に関する議決機関です。

イ 執行委員会は、会長（1名）、副会長（2名）、執行役員（3名）で構成されています。（ただし、上記人数を上限とする。）

ウ 専門委員会は、令和4年度から次の4委員会になります。

生活委員会 保健委員会

環境委員会 情報委員会

エ 連絡協議会は、執行委員会、専門委員会代表者等によって構成される、生徒議会補助機関です。

(3) 部活動について

本校の部活動は、運動部が中心です。原則として、3年間同じ部で活動します。入学後に体験期間、仮入部期間がありますので、十分考えて入部してください。

① 開設部（表内の数字は部員数）

（令和3年度）

部活動名	性別	1年	2年	3年	部活動名	性別	1年	2年	3年
野 球	男女	3	4	9	バスケットボール	女	3	6	4
卓 球	女	8	3	8	ソフトテニス	男	6	6	5
バレーボール	男	2	8	1	ソフトテニス	女	7	7	7
ボランティア	男女				部員合計数		29	34	34

※ 定期テスト5日前から部活動中止です。

※ 直前には授業後に学習相談を行っています。

（下校時刻が早い時期は、学習相談はありません。）

② 各部活動の準備物（表内の数字は、令和3年度のおよその購入価格）

部活動名	最低必要となるもの（波線は学校で一括購入するもの）
野 球 (男女)	<u>練習用ユニフォーム一式10,000</u> スパイク4,200 <u>帽子2,100</u> <u>グローブ10,000～</u> <u>ウィンドブレーカー10,000</u>
卓 球(女)	<u>シューズ8,000</u> <u>ラケット9,000</u> <u>ユニフォーム9,000</u> <u>ウィンドブレーカー10,000</u>
バレーボール(男)	<u>シューズ6,000</u> サポーター2,000 <u>ウィンドブレーカー10,000</u>
バスケットボール (女)	<u>シューズ8,000～</u> <u>ウィンドブレーカー10,000</u>
ソフトテニス(男)	<u>シューズ5,000～</u> ラケット（初心者用）8,000～ ラケット（中級者用）17,000～ キャップ2,000～ <u>ウィンドブレーカー13,600</u>
ソフトテニス(女)	<u>シューズ5,000～</u> ラケット（初心者用）8,000～ ラケット（中級者用）17,000～ キャップ2,000～ <u>ウィンドブレーカー10,000</u>
ボランティア (男女)	<u>ウィンドブレーカー10,000</u>

3 入学に向けて

(1) 各自で購入するもの

- 学生服 ○ 体操服
- 通学用靴 ○ 上履きスリッパ（令和4年度1年生赤色）
- 体育館シューズ（令和4年度1年生赤ライン）
- 通学カバン ○ 補助カバン
- 自転車 ○ 雨合羽（ノーマル・リュック型どちらでも可）

※ 令和3年9月現在のおよその価格です（消費税別）。

※ サイズや素材等によって価格の増減があります。

① 上履きスリッパ（赤色）・・・・ 1,150円

② 体操服等	SS~LL	3L	
ア ジャージ（上）・・・・・・	6,300円	7,000円	（ネーム込み）
ジャージ（下）・・・・・・	5,100円	5,500円	（ネーム込み）
イ ハーフパンツ（夏季）・・・・	3,000円	3,300円	（ネーム込み）
ウ 体操シャツ半袖・・・・・・	2,700円	など	
エ 体育館シューズ（赤ライン）・	3,600円		

③ 雨合羽

- ア 男子・・・・・・ 6,200円
- イ 女子・・・・・・ 5,900円

(2) 入学後に学校で一括して配布するもの

- 生徒手帳 ○ 名札（2枚）
- 学校章 ○ 自転車通学許可証
- 体操服名札（2枚）

※ 「防犯ブザー」については、小学校の時に愛西市からいただいたものをそのまま使
用します。

※ 「ヘルメット」は、小学校で配付していただきます。

(3) 学校集金について

本校では、あいち海部農業協同組合での口座振替によって、学校集金を行っています。

◆集金の内容は？

- ①金融機関 あいち海部農業協同組合
- ②口座振替額 月額 12,000円程度
 ※給食費 5,000円(3月に精算)
 学年費、積立金、PTA会費
- ③口座振替日 毎月 10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)
 ※令和4年度は、4月は27日
 令和3年度は、4月は27日
 8月は無し
 3年生は2月まで
- ④振替手数料 22円

口座振替ができなかった場合は、文書で保護者様にお知らせします。お手数ですが、担任へ現金をお願いします。

◆手続きの方法は？

- ①「あいち海部農業協同組合」に口座を設けます。
- ②「貯金口座振替申込書」に必要事項を記入します。
入学式受付で「貯金口座振替申込書」を提出してください。

入学説明会で「貯金口座振替申込書」を配付します。記入例をご覧になり、「口座お届け印」をご確認の上、鮮明に押印してください。

Ⅲ 教育委員会より

1 風水害等における登下校について

- ◆ **登校前に「特別警報」または「暴風(暴風雪)警報」が愛西市に発表**されている場合（愛知県全域、愛知県西部全域、尾張西部全域も含む）

※ ご注意

愛知県、愛知県西部、尾張西部に上記の警報が発表されていても、愛西市に発表されていない場合は、この対象とはしませんのでご注意ください。気象庁のHP、愛西市防災メールなどで愛西市に警報・注意報が発表されているかどうか確認してください。

- (1) 午前6時30分（始業時刻より2時間前）までに警報が解除された場合・・・平常どおりの授業
- (2) 午前6時30分から午前11時までに警報が解除された場合・・・・・・・・第5時限から授業
- ※ 警報が解除されても道路・橋などの決壊浸水などで登校に危険な場合は、登校を見合わせてください。
- (3) 午前11時までに警報が解除されない場合・・・・・・・・授業中止（休校）

※**登校途中**の場合、登校します。



- ◆ **登校後に「特別警報」または「暴風(暴風雪)警報」が愛西市に発表**された場合（愛知県全域、愛知県西部全域、尾張西部全域も含む）

- (1) 被害の状況や戸外・通学路などの状況から判断し、授業を中止して速やかに帰宅させることもあります。
- (2) 下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、校内の安全な場所に待機させます。その後、保護者等の引き取りを必要とする場合、引き取り名簿等により確認の上、保護者等に引き渡しをします。

- ◆ **その他の警報・注意報(大雨・大雪等)が愛西市に発表**された場合（愛知県全域、愛知県西部全域、尾張西部全域も含む）

(1) 登校前

登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全が確認できたら登校させてください。

(2) 登下校の途中

通学団班長・個人が危険と判断したら、近くの安全な場所（公共施設やこども110番の家等）に避難するよう指導します。

(3) 登校後

- ① 下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、校内の安全な場所に待機させます。
- ② 気象状況や戸外・通学路などの状況から判断し、授業を中止して速やかに帰宅させることもあります。

2 地震災害における登下校について

◆愛西市において大規模な地震（震度5弱以上）が観測された場合

（1）登校前

登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全が確認できたら登校させてください。

（2）登下校の途中

すみやかに安全な場所を探し、地震がおさまるまで待機させます。原則として、学校また自宅へ向かいます。各家庭でも、どう避難するかを日頃から確認しておいてください。

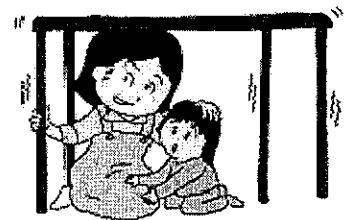
（3）登校後

- ① 被害の状況や戸外・通学路などの状況から判断し、授業を中止して速やかに帰宅させることもあります。
- ② 下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、校内の安全な場所に待機させます。その後、保護者等の引き取りを必要とする場合、引き取り名簿等により確認の上、保護者等に引き渡しをします。

◆「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表されたときは、日頃からの地震への備えを再確認してください。

（地震への備えの例）

家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認の手段の取決め、家庭における備蓄の確認



3 「愛西市学校連絡メール」について

学校や愛西市教育委員会からの緊急の連絡は、「愛西市学校連絡メール配信システム」を利用して行います。

◆配信される内容は？

種 類	内 容
非常災害など	台風、地震時の緊急情報、給食の中止や変更、児童の引き渡し方法など
防犯情報	不審者に関する情報など

◆登録方法は？

- 登録はあくまで任意で、強制するものではありません。
- 学校から案内される登録方法にしたがって登録してください。
- 登録料は必要ありませんが、メールの送受信にかかる通信料やインターネットの接続料は保護者の負担となります。
- パソコンのメールアドレスでの登録もできますが、緊急性という点から携帯電話での登録をお勧めします。（一世帯につき複数の登録も可能です）
- 携帯電話の回線状況や電波状況によりメール配信時刻に遅延が生じることがあります。
- 年度の変わり目に学校から詳しい案内文書が出ます。



◆解除方法は？

- 学校から案内される登録方法に準じ、修正・解除をしてください。

※ ご不明な点については、各学校にお問い合わせください。

4 個人情報について

—個人情報の取り扱いについて—

本校では、児童・生徒、保護者から提出された書類に記された氏名・住所・電話番号・生年月日等個人が特定・識別できる情報（以下、個人情報）（注）については、「愛西市個人情報保護条例」・「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づくとともに、文部科学省「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」に準拠し、以下の目的に使用し、他の目的に使用することはありません。

- ・ 入学・転学・進学の手続き及び転学・進学先への法令に基づく書類の送付
- ・ 児童の教育及び学校生活全般に関する管理・連絡及び手続き
- ・ 児童本人及び保護者への連絡、及び各種書類の発送、そのほかこれに付随する業務
- ・ 同窓会に関する連絡

ただし、本校では、上記の業務の一部（健康診断・学力検査等）を業者に委託することがあります。業務委託につきましては、「個人情報の保護に関する規程」に基づき、業務委託に必要な情報の全部または一部を提供いたします。

また、本校では、個人情報は、原則として第三者には開示いたしません。ただし、各小中学校PTAがその運営上、所属児童生徒・保護者の個人情報（氏名、町名、その他必要とする事項）の提供を要請した場合は、同意があった個人情報のみ提供することとします。なお、このことについて、同意が難しい場合は、学校へ申し出てください。また、法令に基づく開示義務を負う場合や、生徒・保護者の生命・身体・財産その他の権利・利益を保護するために必要であると判断できる場合及び緊急の必要があり、かつ個別の承認を得ることができない場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。その点、あらかじめご了承ください。

緊急を要する学校内事故・疾病等の対応について、医療機関が本人・保護者の同意なしに他の者に傷病の内容や治療状況等の個人情報を提供できなくなりました。しかし、生命に関わる傷病の場合（保護者と連絡がとれない場合に限る）は、より迅速で適切な早期対応が求められますので、学校が医師等から児童の治療内容や症状、今後に必要な措置等の説明をうけることについて、同意していただきますようお願いいたします。なお、治療の必要上、健康診断の記録や連絡先等の個人情報を学校が医療機関に提供することについては、「緊急やむをえない場合」として認めていますので、あわせてご了承ください。

（注） 学校の教育活動に関する記録写真・DVD等における個人情報の扱いについては、教育研究上、研究紀要・研究報告書などに掲載・使用することがあります。明らかに個人が特定できると判断されるもの以外は本人及び保護者の同意なく掲載することがあります。

本校では、具体的には、以下のような情報を集め、教育活動を進めています。

個人情報の目録（例）

- ① 入学や転居、卒業に関する書類（住所・氏名・生年月日）
- ② 通知表（氏名・評価内容・所見等）
- ③ 学校内外の学力テストの結果（氏名・成績・講評等）
- ④ 生徒個票（住所・氏名・電話番号・自宅と学校間の略地図等）
- ⑤ 保健に関する調査（氏名・生年月日・既往歴等）
- ⑥ 学年費・給食費等の集金の引き落とし口座
- ⑦ 定期健康診断の結果（氏名・生年月日・診断結果等）
- ⑧ 保険証の写し（保護者の勤務先・住所・氏名・生年月日等）
- ⑨ 学校通信・学年通信・学級通信（氏名・活動紹介等）
- ⑩ 生徒の作文・感想文・作品等（氏名・内容等）
- ⑪ 生徒・保護者向けの署名入りアンケート（氏名・回答内容等）
- ⑫ 記録写真（行事・授業等の写真・VTR等）
- ⑬ 出席簿（氏名・出席状況・欠席理由）
- ⑭ 健康手帳（氏名・生年月日・健康診断結果・健康状況等）

本校では、学校教育活動をはじめ外部の教育活動では、「学校名・学年・氏名等」を公表する場合があります。公表によって不都合が生じる場合は、事前に学校までご連絡ください。

- ・学校・学年・学級だより等の学校が発行する通信による公表
- ・部活動による各種競技大会への参加の場合、要項等（参加者名簿）への掲載
- ・各種コンクールへの作品出品の場合、要項等への掲載
- ・学校ホームページへの生徒の写真の掲載

ご家庭におかれましても、法令の趣旨に基づき、個人情報保護とその扱いに十分配慮するようご理解とご協力をお願いいたします。

本件に関するご質問がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先	愛西市立八開中学校
電 話	0 5 6 7 - 3 7 - 0 6 8 4
F A X	0 5 6 7 - 3 7 - 2 3 2 6

5 特別な状況での欠席について

— 出席停止・忌引き等について —

◆出席停止になる場合は？

- ・病気で学校を休む場合、その病気によっては「出席停止」といって、欠席扱いにならない場合があります。医師の診断に基づきます（診断書は不要）ので、わかり次第学校にお知らせください。

【主なめやすとして】

インフルエンザ・・・・・・・・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

百日咳・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

麻疹（はしか）・・・・・・・・・・解熱した後3日を経過するまで

風疹（三日ばしか）・・・・・・・・・・発疹が消失するまで

水痘（水ぼうそう）・・・・・・・・・・すべての発疹が痂皮化^{かひ}するまで

咽頭結膜熱（プール熱）・・・・・・・・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

結核

腸管出血性大腸菌感染症

流行性角結膜炎

急性出血性角結膜炎

その他の感染症

学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎

ヘルパンギーナ（流行性の夏かぜ）、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症、

感染性胃腸炎（ノロウイルス）、新型コロナウイルス感染症



◆忌引きについては？

- ・親戚にご不幸があったとき、それに関連する欠席については出席簿上で忌引き扱いになる（学校を休んでも欠席にならない）場合があります。ただし、児童・生徒と亡くなった方との続柄によって、忌引きになる日数が原則以下のように異なります。（遠距離の場合は、往復の日数も加えることができます）

父母・・・・・・・・7日以内

祖父母・・・・・・・・3日以内

曾祖父母・・1日以内

兄弟姉妹・・3日以内

おじ・おば・・1日以内

◆入学試験などの場合は？

- ・入学（就職）試験や体験入学に要する日、平日開催の技能検定や各種大会に要する日、県外で受験する場合に要する日は、「欠席」扱いとなりません。

6 学校でのけがについて

— 災害共済給付制度について —

愛西市教育委員会では保護者の皆様の同意のうえで、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。学校の管理下の範囲で、お子様が負傷・疾病等をされ医療機関にかかられた場合は、申し出てください。

◆給付の対象は？

学校の管理下における児童生徒の負傷・疾病等に対する医療費等が給付の対象です。

※学校の管理下とは、登校するときから、下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・運動会・修学旅行・野外教育活動・部活動・学校から参加する各種大会等を含みます。

◆共済掛金は？

年間一人935円必要ですが、愛西市では市が全額負担しています。



◆申請の手続きは？

学校でけがをして医療機関にかかった場合、保護者へ「医療等の状況」と記された用紙をお渡しします。この用紙に病院で必要事項を記入してもらい、学校に提出してください。

※災害共済給付制度を利用する場合、市の助成金制度（子ども医療制度、母子・父子家庭医療制度等）を利用していただいても構いません。（市の助成金制度を利用せず、窓口で自己負担としての3割分の費用を支払い、領収書を受け取った場合は、確認のため領収書の提示を求める場合があります。ご家庭で領収書の保管をお願いします。）

◆給付金額は？

療養に要する費用の3割分の費用（以下、「自己負担額」）と療養に要する費用の1割分の費用（以下、「療養に伴って要する費用」）が給付されます。市の助成金制度（子ども医療制度、母子・父子家庭医療制度等）を利用した場合は、自己負担額が0円になるので、療養に伴って要する費用のみ給付されます。

療養に要する費用が5,000円（自己負担額1,500円）以上のものが給付の対象になります。

（例1）療養に要する費用が5,000円で市の助成制度を利用しなかった場合の給付金額

（A）自己負担額

$5,000 \text{ 円} \times 3/10 = 1,500 \text{ 円}$ （窓口での支払額、自己負担分）

（B）療養に伴って要する費用

$5,000 \text{ 円} \times 1/10 = 500 \text{ 円}$ （1割相当額、日本スポーツ振興センター付加支給分）

（A）+（B）=2,000円

（例2）療養に要する費用が5,000円で市の助成金制度を利用した場合の給付金額

（A）自己負担額

窓口での支払い額、自己負担分は0円

（B）療養に伴って要する費用

$5,000 \text{ 円} \times 1/10 = 500 \text{ 円}$ （1割相当額、日本スポーツ振興センター付加支給分）

（A）+（B）=500円

◆給付方法は？

・給付金の請求は、一か月ごとに行いますので、治療が翌月にかかる場合は新たに用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。

・給付金は、愛西市より保護者指定口座に振り込まれます。

◆給付の制限は？

・けが等をした日から2年以内に請求しないと時効によって給付の請求権がなくなります。

・損害賠償等、第三者等により補償を受けた場合は、給付を行わない場合があります。

・生活保護世帯の児童生徒のけが・疾病については給付されません。（別の制度があります。）

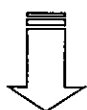
7 転校について

— 転居等にもなう転校の手続きについて —

◆どこへ? どんなことをするの?



① 今、通っている学校へ



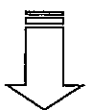
・転居予定日／転居先の住所／転校先の学校名
をできるだけ早く担任に連絡してください。

② 最寄りの役所へ



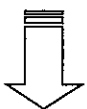
・愛西市役所（市民課）又は（立田・八開・佐織）支所の窓口で住民票の
異動手続きをします。

③ 今、通っている学校へ



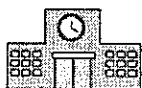
・在学証明書／教科用図書給与証明書
を発行してもらいます。

④ 新しく通う市町村の役所へ



・住民票の異動手続きをします。

⑤ 新しく通う学校へ



・転入学通知書（市役所等で発行）
・在学証明書／教科用図書給与証明書
を提出します。

◆どんな書類?

在学証明書	学籍の異動など、転校先の学校との引継ぎに必要です。
教科用図書給与証明書	愛西市の学校と転校先の学校とで教科書が同じか確認します。

8 「すまいる」(愛西市適応指導教室)のご案内

— 学校へ行きたくても行けない子のために —

「すまいる」は、学校へ行きたくても行けない子どもたちや、休みがちになってしまった子どもたちを支援する教室です。

○学校に行く時間になると、体調が悪くなってしまう子。

○心配事や不安、悩みがあって、学校を休みがちの子。

○家の中に閉じこもって、友だちにも会いたくない子。

「すまいる」では不登校児童生徒への手助けとして、こんなことをめざします。

○疲れた心と体を癒し、学校復帰への気力を高める。

○自分の意志で、家から外へ出る習慣を身につける。

○人と話し合うことが、楽しく感じられるようにする。



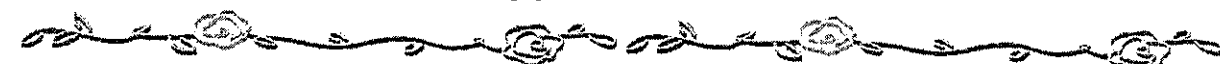
「すまいる」での約束ごとは？

- ・月曜日から金曜日の、午前9時30分から午後3時までの入室です。
午前のみ、午後のみのお出席でもかまいません。できるところから進めます。
- ・出席は、在籍校での出席と同じ扱いになります。
- ・昼食はお弁当です。
- ・実習などの実費以外は無料です。
- ・服装は自由ですが、華美にならないようにしてください。



「すまいる」での活動内容は？

- ・学習への興味・関心を持ち続け、自分のペースに合わせた学習をします。
- ・絵画、工作、手芸、料理やパソコンなどの創作・表現活動を行います。
- ・社会見学や七夕、クリスマス会など、季節に合わせた行事を行います。
- ・気の合う人と話し合ったり、スポーツやゲームをしたりして楽しみます。
- ・悩み事や心配事について相談できます。



「すまいる」では、いつでも見学・相談活動を行っています。在籍校または教育委員会に連絡の上、気楽にお出かけください。

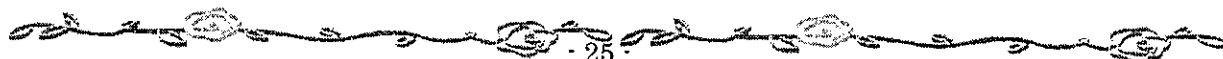
保護者の方からの相談もお受けしております。詳しくはすまいるに直接お問い合わせください。

すまいる 佐屋 住 所：愛西市東條町西田面11-1
市江地区コミュニティーセンター内（2階西）
TEL：0567-33-1120

すまいる 佐織 住 所：愛西市小津町観音堂27
佐織総合福祉センター内（1階西）
TEL：0567-24-9735

「すまいる」へ入室を希望される場合は、在籍校または教育委員会へお問い合わせください。

愛西市教育委員会 TEL：0567-55-7136



9 スクールカウンセラーについて

臨床心理に関して高度な専門的知識や経験をもっているスクールカウンセラーが、概ね1週間に1日、中学校に勤務してカウンセリングを行います。

◆カウンセリングって何をするの？



生徒や保護者の悩みなどを聴いて、その解決の手助けをします。例えば、いじめや不登校その他の生徒の問題行動を解決するために、話を聴いて、必要に応じてアドバイスをしています。相談内容については、プライバシーの保護を徹底しますので、安心してカウンセリングを申し込んでください。

◆いつ相談が受けられるの？

夏休みや冬休みなどの長期休業期間を除いて、概ね1週間に1日、中学校に勤務しています。

◆どうしたら相談が受けられるの？



生徒でカウンセリングの希望がありましたら、スクールカウンセラーに直接申し込むか、担任や養護教諭（保健室）に連絡をしてください。

保護者でカウンセリングの希望がありましたら、お子さまの通っている学校の教頭に連絡をしてください。

10 通級指導教室「こころの広場」について

愛西市の小中学生を対象として通級指導教室を設置しています。通常の学級に在籍している子どもで、心身の問題から起きるやや困難な状況をかかえている子に、週1時間程度の個に応じた指導をするための教室です。

◆だれが受けられるの？

小中学生で「みんなの中だと、行動や気持ちのコントロールが難しい」などの気になる状況があり、校長先生や教育委員会が入級について適当と認めた場合に受けられます。

◆どこで受けられるの？

永和小・市江小・佐屋小・佐屋西小・八輪小・北河田小・勝幡小・草平小・西川端小で受けることができます。9校以外の児童・生徒には、巡回指導（担当者が通級指導教室のない学校を巡回して指導する）を行います。

◆「こころの広場」を希望したいときは？

お子さまの様子で気になることがありましたら、お子さまの通っている学校の担任へご相談ください。



1 1 学校以外の相談窓口について

— 学校以外にも相談できる場所があります —



毎日の生活の中で、お子さんに悩みがあったり、心配ごとがあったりした場合には、担任に相談できる内容とそうでない内容があると思います。身近な人には相談しづらく、誰に相談したら良いか分からないときもあるでしょう。

また、子どもをとりまく相談にも「不登校、いじめ、虐待、発達障害」など様々な内容があります。下の表のように、学校外部の専門機関の一部を紹介させていただきます。一度電話などで問い合わせからご利用ください。

機 関 名	内 容	受 付 時 間 等
「すまいる佐屋」 愛西市東條町西田面 11-1 TEL 0567-33-1120 「すまいる佐織」 愛西市小津町観音堂 27 TEL 0567-24-9735	学校生活適応指導 不登校等	月～金曜日 9時30分～15時
「あいさいっ子相談室」 (市役所子育て支援課) TEL 0567-55-7131 (専用)	子育て、しつけ、園・学校、不 登校、ひきこもり	月～金曜日 9時～16時
海部児童・障害者相談センター 津島市西柳原町 1-14 TEL 0567-25-8118	生活保護や母子の相談 児童の養育相談	月～金曜日 (要予約) 9時00分～17時15分
教育相談室 (愛知県総合教育センター) 愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾 68 一般教育相談 TEL 0561-38-2217 特別支援教育相談 TEL 0561-38-9517	一般教育相談 (身体・精神、学業、 不登校、いじめ、非行、進路等) 特別支援教育相談	月～金曜日 (要予約) 9時～17時
子どもの人権110番 (名古屋法務局人権擁護部) TEL 0120-007-110	いじめ・虐待など子どもの人権 に関する相談	月～金曜日 8時30分～17時15分
教育相談こころの電話 (愛知県教育・スポーツ振興財団) TEL 052-261-9671	進路・学習・いじめ・不登校・ 発達障害・就学など、教育全般 の電話相談	10時～22時
いじめほっとライン24 TEL 0120-0-78310 (なやみいおう)	いじめに悩む児童生徒や保護 者に対して24時間体制	毎日24時間体制
ヤングテレホン (愛知県警察) TEL 052-764-1611 (緊急時は110番)	悩みごと・困りごとの相談。 Eメールでの相談も受け付け ています。(愛知県警ホームペ ージから利用)	月～金曜日 9時～17時
被害少年相談電話 (愛知県警察) TEL 0120-78-6770 (緊急時は110番)	犯罪・いじめ・虐待などの被害 に関する相談	月～金曜日 9時～17時
あいち発達障害者支援センター 住所 春日井市神屋町 713-8 TEL 0568-88-0849	自閉症やアスペルガー症候群など の広汎性発達障害、注意欠陥/ 多動性障害、学習障害などの子 ども・保護者への援助	月～金曜日 10時～12時 13時～16時

1 2 就学援助について

—就学援助制度について—

愛西市では、経済的な理由により、お子様を愛西市立小中学校に就学させるのにお困りの保護者に対し、学校で必要な費用の援助を行っています。援助対象費目は、新入学学用品費・学用品費等・修学旅行費・宿泊を伴う校外活動費及び給食費となります。

◆対象となる保護者は？

- 1 生活保護を受けている方
- 2 同一生計世帯全員の合算した所得額が基準額以下である方

＜所得基準の目安＞

世帯の人数	2人世帯 母 35 歳、子どもが 10 歳の小学生の場合	3人世帯 父母 35 歳、子どもが 10 歳の小学生の場合	4人世帯 父母 35 歳、子どもが 10・11 歳小学生 2 人 の場合
世帯の所得額 給与収入（年収）	1,799,000 円 2,687,000 円	2,354,000 円 3,479,000 円	2,887,000 円 4,159,000 円

世帯の人数	2人世帯 母 45 歳、子どもが 13 歳の中学生の場合	3人世帯 父母 45 歳、子どもが 13 歳の中学生の場合	4人世帯 父母 45 歳、子どもが 13・14 歳中学生 2 人 の場合
世帯の所得額 給与収入（年収）	1,909,000 円 2,843,000 円	2,439,000 円 3,599,000 円	3,107,000 円 4,435,000 円

※この表は目安であり家族の年齢や構成によって異なります。

◆認定及び支給の時期は？

- ・認定の時期 申請書提出後、概ね3か月以内
- ・支給の時期 8月、12月、3月

※原則は振込です。ただし学年費等に未納がある場合は現金を学校に預けます。



◆必要書類は？

①申請書

※申請書は以下の申請場所にありますが、ホームページからもダウンロード可能です。

②保護者名義の通帳（預貯金口座内容が確認できるもの）

③その他

- ・対象児童生徒の住所が市内にない方→対象児童生徒を含む世帯全員の住民票（続柄等全部記載のもの）
- ・その他、状況により必要書類を求められる場合があります。

◆申請場所は？

- ・愛西市役所（学校教育課）
- ・各支所（立田・八開・佐織）

※閉庁日は除きます。

毎年度、申請手続きが必要です。

申請期間等の詳細については広報及びホームページをご確認ください。

13 乗車券の割引制度について

— 「学割」について —

正しくは学生割引といえます。学校が発行する学生生徒旅客運賃割引証(以下、学割証)と生徒手帳を駅の窓口で提示すると学生割引乗車券が購入できます。

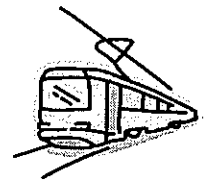
◆ 割引の条件や対象は？

- ・最も一般的なのはJRです。片道 100km を超える区間を乗車する場合、運賃が 2 割引されます。
- ・往復割引と組み合わせ利用できます。ただし、往路と復路をそれぞれ片道で利用する場合は、学割証が 2 枚必要です。
- ・JR以外にも、近鉄でも利用可能です。他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりしますので、乗車券購入前に各社の窓口へご確認ください。

◆ 申請の手順は？

①「学割証交付願」を提出します

学割証を希望される場合は、担任にお知らせください。学割証交付願をお渡ししますので、必要事項を記入し、担任に提出してください。



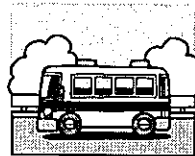
②学生割引乗車券を購入します

学割証交付願に基づき学割証を発行しお渡ししますので、学割証と生徒手帳を駅の窓口などに提示し、学生割引乗車券(*)を購入してください。

*名称は交通機関、種別によって違う場合があります。

③旅行するときは…

生徒手帳の提示を求められる場合がありますので、学生割引乗車券を利用する場合には生徒手帳を携帯してください。



◆ Q&Aのコーナー

Q. 学校が発行する学割証の有効期間はどれくらいですか？

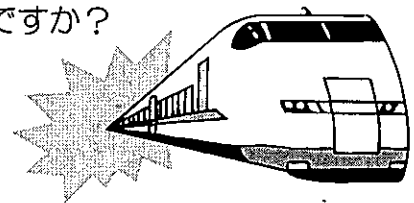
A. 発行日から3ヶ月間です。

Q. もし、学割証が不要になった場合はどうすればいいのですか？

A. 担任に返却してください。

Q. 特急券も学割の対象になりますか？

A. なりません。学割は乗車券にのみ適用されます。



IV その他

中学校生活についてのQ & A

(1) 学 校 生 活

Q1 学校でけがをしたり、体調が悪くなったりしたら？ (P23 参照)

A 学校でのけがで、程度の軽いものは保健室で応急手当をします。ただし、学校としては継続的な処置は行いません。一方、程度が重く医師の診察が必要とみなした場合は、保護者に連絡を取った上で、学校から医療機関に連れて行きます。その際、保護者は保険証を持って直接医療機関へ来ていただきます。

学校で体調が悪くなった場合、症状により対応はさまざまですが、ほとんどの場合「体温」を計ります。対応の目安として「37.0度」以上あれば、保護者に連絡して早退の措置をとります。ただし、何よりも本人の病状の程度を重視することが主となります。また、学校での投薬は行いません。

※ 現在は新型コロナウイルス感染対策で、体調が悪くなったらすぐ下校するようになっています。

Q2 暗くなっても帰りが遅いが？

A 月別に最終下校時刻が決まっていますので、いつもより帰宅時刻が遅い場合は学校に連絡してください。その際、必要と思われる場合は、担任等が通学路などを調べます。その後、帰宅しましたら直ちにご連絡ください。

「登下校は通学路を通る」ことをご家庭でもご指導ください。また、登下校時、誰と一緒に、日ごろの交友関係を把握しておいてください。なお、やむを得ず学校に残らねばならない時は、最終下校時刻までにご家庭にその旨をご連絡いたします（職員が近くまで送っていきます）。

Q3 ガラス等、器物を破損した場合は？

A 活動中、やむを得ない場合は事情を聞く程度ですが、中学生としての常識を欠いた行動によって生じたものであれば、実費弁償をお願いする場合があります。その場合、書類で家庭にご連絡いたします。

Q4 持ち物にいたずらされたが？

A あってはならないことですが、未然に防ぐためには日ごろから持ち物への記名、整理整頓をきちんと行うことが必要です。もし、いたずらされたことが分かった場合は、担任にご連絡ください。よく調べて指導するとともに、その旨を報告します。

(2) 家庭生活

Q5 登下校中・帰宅後・休業中に事故にあった場合は？ (P23 参照)

A 事故にあった場合は、必ず学校に連絡してください。その際、事故の様子、被害状況をできるだけ詳しく報告してください。決められた通学路上での交通事故で、加害者のないもの（自分で転んでけがをした場合等）については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付対象となります。ただし、加害者のある場合はその適用が受けられません。また、登下校中であっても定められた通学路を通らず、事故にあった場合は、適用の対象外になりますので、必ず通学路を通るようにしたいものです。

Q6 子どもの問題行動を見かけた時は？

A 中学生の問題行動は、言葉づかい・服装や髪型の乱れ等から始まることが多いものです。喫煙・シンナー・万引き・いじめ……。これらは、どれも子どもたちが発している危険信号・救助信号です。問題行動は早期発見、即時対応が第一です。わが子だけでなく、よその子の問題行動も見すごさず、注意したり、保護者に知らせたりするとともに、学校へもご連絡ください。なお、お子さんが問題行動を起こして、相手に迷惑をかけたり、警察に補導されたりした時も学校にお知らせください。お互いに協力して指導にあたるようにしたいものです。

(3) 家庭と学校

Q7 子どもの学校での様子を知りたいが？

A 学校の様子を知っていただくには、HPや学年通信をはじめ、いろいろな通信を出していますので、ぜひ目を通してください。また、個人的なことについては担任に相談してください。子どもはややもすると、都合の悪いことは隠してしまうことがあります。担任と相談して、はじめて本当のことが分かったということはよくある話です。なお、部活動については、顧問と相談していただければ結構です。いつでも気軽にご相談ください。

Q8 子どもが忘れ物をした？

A 生徒が忘れ物をした場合、本人が直接申し出ることでなっています。また、生徒が自宅に取りに戻ることは禁止しています。どうしても必要なものや急を要するものについては、保護者にお願いして届けてもらうことになっています。特に、水分（水筒）については生徒の健康にかかわることですので連絡させていただいています。

Q9 集金の納入方法は？ (P16 参照)

A 集金は給食費と学年費があります。いずれも「あいち海部農業協同組合」から引き落としがされますので、口座の開設をお願いします。したがって、特別な場合を除いて、生徒は現金を持ってくる必要はありません。